

○厚生労働省令第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対

象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇十三 略】</p> <p>十四 N—(二—アダマンチル)——「(テ トラヒドロ—二H—ピラン—四—イル)メチ ル」——H—インダゾール—三—カルボキサ ミド及びその塩類</p> <p>十五 N—(二—アダマンチル)——「(テ トラヒドロ—二H—ピラン—四—イル)メチ ル」——H—インダゾール—三—カルボキサ</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇十三 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>【号を加える。】</p>

ミド及びその塩類

十六〜五十二 【略】

五十三 二―(エチルアミノ)―二―(チオフ

エン―二―イル)シクロヘキサノン及びその

塩類

五十四〜百四十八 【略】

百四十九 N―(一―フェネチルピペリジン―

四―イル)―N―フェニルブタンアミド及び

その塩類

百五十〜百六十三 【略】

百六十四 二―(二―フルオロフェニル)―三

―メチルモルフォリン及びその塩類

十四〜五十 【二号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

五十一〜百四十五 【三号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

百四十六〜百五十九 【四号ずつ繰り下げる。】

】

【号を加える。】

百六十五〜二百八 【略】

二百九 メチル―三―(三・四―ジクロロフェ

ニル)―八―メチル―八―アザビシクロ〔三

・二・一〕オクタン―二―カルボキシラート

及びその塩類

二百十〜二百六十二 【略】

(医療等の用途)

第二条 【略】

【一〜四 略】

【五 略】

【略】

インダン―二―アミン

元素又は化合物に化学

百六十〜二百三 【五号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

二百四〜二百五十六 【六号ずつ繰り下げる。

】

(医療等の用途)

第二条 【同上】

【一〜四 同上】

【五 同上】

【同上】

インダン―二―アミン

元素又は化合物に化学

備考 表中の【】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	【略】	、その塩類及びこれら を含有する物	反応を起こさせる用途
		二―（エチルアミノ） ―二―（チオフェン― 二―イル）シクロヘキ サノン、その塩類及び これらを含有する物	学術研究又は試験検査 の用途（ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。）
	【同上】	、その塩類及びこれら を含有する物	反応を起こさせる用途
		【項を加える。】	

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。